

桜台ニュース

令和2年度 第4号
発行日：令和2年9月
編集/発行者：桜台自治会 広報部

令和2年9月度 常務役員会報告 (9月13日(日)開催)

回 覧

【開催時間】8:30~12:00 【場所】2階大ホール

【出席者】会長、副会長、地区長、(9名)

1. 会長報告

1.1 有秋地区町会長連合会報告

- (1) 今年は、福祉バザーは中止するが、歳末助け合い運動は実施する。
- (2) ファミリーハイキングと芋ほり(鎌田農園)は10月18日に実施する。参加費300円/人、案内、申し込みは後日
- (3) 市長と町会長で語る未来創生ミーティングは10月14日(水)有秋公民館で18:00~
テーマは①子供の交通安全 ②コロナ禍における避難所運営について
- (4) 市内一斉清掃デイは10月25日(日)、桜台自治会でも別途計画予定
- (5) 市原市総合防災訓練は、コロナ禍中の防災訓練として縮小して実施される。

訓練開始の放送があり、各家庭の初期行動を実施する。その後、会場は有秋公民館に移り避難所開設訓練を行。各町会から代表が全体で50名程度参加。詳細は10月2日に決定

1.2 市から花の種、苗の無料配布

パンジー・キンセンカの苗各100本、チューリップの球根40個申し込み済、10月下旬入荷。各地区の公園に移植。

2. 審議事項

2.1 班長の専門部配属決定について

9月6日(日)に常務役員が集まり班長の専門部配属を決める会議を開いた。各班長から配属希望を聞き、希望先が重複した場合は抽選を行い決めた。理事、班長に班長専門部配属名簿を近日配布予定。

2.2 発電機を購入

盗難被害に合った4台の発電機補充として、とりあえず災害時、照明電源や携帯の充電用電源確保のために2台の発電機を購入した。保管は当面、自治会館倉庫とする。

2.3 フィステバル開催について

コロナ禍の中でフィステバル開催は、密集は避けられず、手に触るものの消毒が完全にできないので、今年は中止にすることにした。

2.4 台風&地震等の被害状況の把握方法について

桜台自主防災会対策本部からの指示により、地区長、理事、班長のラインを通じて被害状況を把握する方法について説明があり、防災訓練として実施することになった。

2.5 自主防災会規約の運用について

2017年に自主防災会規約は改正され、1つだった桜台自治会防災会は4つの自主防災会に変更になった。規約そのものは体系的にできているが、この規約では具体的活動が規定されていないため、非常時に対応できないことが多いという意見がでた。とくに災害時における専門部の担当業務については実行が難しく、今後見直しが必要という意見が多かったが、今すぐ改正に向かって行動を起こすには課題が重すぎるため、今後防災部会内で問題点について議論を進めることになった。

福祉部、広報部の部員は今年から4名に半分になったが、発災後の専門部の担当業務がこなせないのではという意見

があり、専門部の人員構成と防災活動人員の関係について配慮が必要である。

2.6 丁目別の班構成の見直しについて

現在、1丁目の現状データに基に精査中であるが、班構成の見直しまでいっていない。1丁目では16班の平均で12.6人の班長候補がいて、班長候補が少ないところで8人、9人が2班あった。12.6人では12年に一回班長が回ってくることになる。

班長候補の人数を確保するために班を広げる方向で検討しているが、班長の役務を減らすことで班長サイクルが短くなっても負担にならないようにする方法も検討すべきでないかという意見も出た。

2.7 市原市一斉清掃について

10月25日(日)に市内一斉清掃が行われることになったが、市原市では、清掃は屋外の作業であり3密を避ける等のコロナ対策を実施すれば問題ないと判断しており、桜台自治会も参加することにした。桜台自治会では周辺道路の雑草が伸び放題で見苦しい状態になっており、ゴミ拾いと雑草除去をすることになった。

会員は自宅周辺道路の清掃と、近隣に空き家があった場合はその周辺道路を近隣の人と話し合って実施する。

役員(会長、副会長、理事、班長)は桜台地区のバス通り等主要道路の清掃をすることになった。役員の清掃範囲は4ブロックに分け各丁目担当する。清掃の詳細は回覧で通知する。

2.8 アンケート配布について

一部の会員から高齢化が進んできた桜台自治会の活動を見直すためにアンケートを実施すべきという意見があり、常務役員で検討を進めてきた。アンケート案が了承されたので近日中にアンケートを実施する。

2.9 上期の会計監査について

10月の初旬に令和2年度上期の会計監査を実施予定。

2.10 桜台自治会館の耐震評価について(9月6日(日)班長決定の常務役員会で説明)

桐田副会長が調査した結果を「桜台自治会館の耐震強度の評価について」にまとめ、その内容の報告があった。

要約は、新館2階は1980年施行の新耐震設計基準に基づき設計され、1994年に竣工したので耐震的に問題はない。旧館は1970年施行の旧耐震設計基準により設計され1980年に竣工した。新設計基準に比べ旧耐震設計基準は設計的には問題は残るが、旧耐震設計基準に基づき建築された、ラーメン構造、耐力壁式鉄筋コンクリート建屋が、阪神淡路大地震において倒壊が一軒たりともなかったという実績から、現在旧館のコンクリートにひび割れや異常がないことから、十分耐震性を有すると判断した。耐震診断をすれば、診断で120万円、診断結果の審査で35万円かかるがその必要はないということを説明し了承された。

2.11 本部役員会開催について

10月からのイベントなど観客制限が緩和されることから、本部役員会が開かれる2階大ホールは制限人数25人に見直しして、本部役員会を開くべきではないかという提案があり、10月から本部役員会を開くことになった。10月11日(日)10:00~に予定している。

2.12 改修工事推進の手引きについて

改修推進チームリーダーの桐田副会長が作成し、常務役員に配布して意見の有無をお伺いしていたが、特に意見がなかったので、この手引きに従って改修工事を推進することが了承された。この手引きによると、9月度は手引きの承認、10月度は外壁塗装、屋根防水シールについて補修に関する意見を聞く2~3社の専門業者のリストアップになっている。チームメンバーから情報をいただき、次回のチームミーティングで決定する。10月11日(日)の常務役員会後とする。しかし、常務役員会が長引くと時間が取れないので、今後対応を考えていく。

以上